

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

中期目標期間見込評価実施要領

令和3年3月26日

筑西市保健福祉部

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構業務実績評価の基本方針（平成31年2月14日決定）第2項の規定に基づき、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）の手續について定めるものとする。

(評価方法)

第2条 中期目標期間見込評価は、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後において、項目別評価及び全体評価により行う。

2 市長は、前項の評価を行うときは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第28条第4項の規定により、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取するものとする。

(項目別評価)

第3条 項目別評価は、中期目標記載事項について、それぞれの達成状況の見込を確認するものとする。

2 項目別評価は、中期目標に定めた項目について、次に掲げる方法により行う。

(1) 法人による自己評価

ア 法人は、中期目標の大項目ごとの達成状況の見込について、業務の実績に基づき、次の5段階による自己評価を付した見込中期目標期間業務実績報告書を作成する。

評点	評 語
S	中期目標を大幅に上回ると見込まれる
A	中期目標を上回ると見込まれる
B	中期目標をおおむね達成すると見込まれる
C	中期目標を十分に達成しないと見込まれる
D	中期目標を大幅に下回ると見込まれる

イ 法人は、業務実績報告書の作成に当たっては、市長及び評価委員会が中期目標の達成状況の見込を客観的かつ適正に判断できるよう、大項目ごとの業務実績の定量的な記述等業務の実施状況を具体的に理解できる工夫をしたうえで、自己評価の結果と判断理由を記載する。

ウ 法人は、業務実績報告書に特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載することができる。

(2) 項目別評価

市長は、法人の自己評価及び中期目標の期間における各事業年度の年度評価結果を踏まえ、大項目ごとの中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の達成状況について、次の5段階による評価を行い、評価の判断理由等も記載する。

評点	評 語
S	中期目標を大幅に上回ると見込まれる
A	中期目標を上回ると見込まれる
B	中期目標をおおむね達成すると見込まれる
C	中期目標を十分に達成しないと見込まれる
D	中期目標を大幅に下回ると見込まれる

(全体評価)

第4条 全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における取り組みの全体的な達成状況について、記述式により総合的に評価するものとする。

2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み（法人運営における自律性及び機動性の発揮、財務内容の改善等）を積極的に評価するものとする。

(補則)

第5条 この要領は、中期目標期間見込評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。